

大分市では、令和7年5月1日から

盛土・切土・土石の堆積には許可が必要です！

- ① 市内全域が宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域に指定されます。
- ② 土地の用途(宅地・農地・森林)にかかわらず規制されます。
- ③ 一定規模を超える盛土・切土・土石の堆積をするときは、事前に許可が必要です。

1. 許可が必要な盛土等の規模

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

◆ 盛土・切土

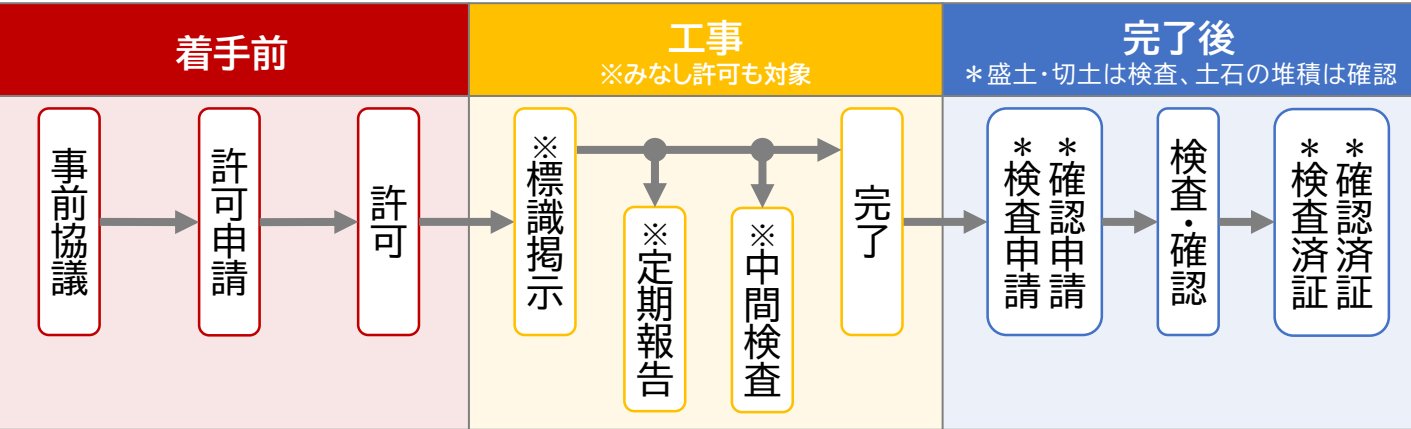
要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を 同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土または切土をする 土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの (①～④を除く)
イメージ図					

◆ 土石の堆積

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

- 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの。
- 上記⑤または⑦の面積は、30cmを超える盛土・切土・土石の堆積が対象。
- 特定盛土等規制区域内で上記規模以下であっても、届出が必要となる場合があります。

2. 盛土規制法の許可等の手続きフロー



➢ みなし許可:都市計画法第29条規定の開発許可を受けた工事は、許可を受けたものとみなされます。

3. 規制区域の指定日(令和7年5月1日)をまたぐ許可・工事等の取り扱い

① 一定規模超えの盛土・切土・土石の堆積

あり

なし

手続き不要

※一定規模は、表面『1. 許可が必要な盛土等の規模』

宅地造成等工事規制区域

に示す規模を参照。

② 旧法規制区域内の開発許可・宅造許可

許可あり

許可なし

指定日前日の許可状況	旧法の規制区域	取り扱い
旧法の許可あり	内	旧法を適用
開発許可あり		

③ 指定日前日までの工事着手状況

着手済

未着手

指定日前日の許可状況	旧法の規制区域	指定日前日の工事状況	取り扱い
旧宅造法の許可不要 (例)農地・森林での盛土・切土 土石の堆積 など	内・外	着手済 ※1	工事の届出 ※2
開発許可あり	外		
堆積条例許可、工作物(擁壁) 確認申請その他の盛土等	内・外		

④ 盛土規制法の許可申請が必要 ※3

指定日前日の許可の有無	旧法の規制区域	指定日前日の工事状況	取り扱い
旧宅造法の許可不要 (例)農地・森林での盛土・切土 土石の堆積 など	内・外	未着手	盛土規制法を適用 ◆許可申請 ◆標識掲示 ◆中間検査 ◆定期報告 ◆完了検査 等
開発許可あり ※4	外		
開発許可なし	内・外		
堆積条例許可、工作物(擁壁) 確認申請その他の盛土等	内・外		

- ※1 工事着手の時点とは、工事現場において設計図書等と照合して行う最初の杭打ち等の土地の形質変更または土石の堆積が行われた時点です。
- ※2 指定日から21日以内に、工事の届出(法第21条第1項、第40条第1項)が必要です。また、届出後の計画変更により届出規模を超えて一定規模を超える盛土等を行う場合は、盛土規制法の許可が必要になります。
- ※3 指定日以降に、都市計画法第29条の開発許可を受けた場合は除く。(みなし許可)
- ※4 規制区域外の開発許可の場合は、許可済であっても未着手だと盛土規制法の許可が必要となります。この場合、盛土規制法の許可後でなければ着手ができないため、注意が必要です。

詳しくは、大分市のHPで
ご確認ください。

